

安全衛生情報センター

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について

改正履歴

基発0328第6号
平成26年3月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における 安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について

労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第2条第3号に掲げる業種(以下「3号業種」という。)の事業場には、安全管理者又は安全衛生推進者の選任や安全委員会の設置の義務付けがなく、安全管理体制の構築に係る法令的な担保がなされていない。

一方、1年間に発生する休業4日以上労働災害約12万件のうち、その3分の1を上回る約5万件が3号業種において発生しており、これら3号業種における安全管理体制の構築が急務となっている。

こうした状況を踏まえ、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする「第12次労働災害防止計画」においては、3号業種がそのほとんどを占める第三次産業、とりわけ小売業、社会福祉施設及び飲食店が労働災害削減の数値目標を掲げた重点業種とされており、さらに、平成25年12月24日付けの労働政策審議会の建議「今後の労働安全衛生対策について」においても、「現在の労働安全衛生法において安全管理者又は安全衛生推進者の選任が義務付けられていない業種(その他の小売業、社会福祉施設など)において、安全管理体制の整備が徐々に進められていることから、まずはこうした取組を促進させることとし、事業者に対して国が安全の担当者の配置等を内容とするガイドラインを示し指導を行うことが適当である。」とされたところである。

以上を踏まえ、今般、「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」を別添のとおり策定し、3号業種における安全の担当者の配置等を促進することとしたので、関係事業者に周知されるとともに、本ガイドラインに基づく安全管理体制の整備に取り組むよう指導されたい。

また、関係団体に対し、別紙により要請しているので、了知されたい。

安全衛生情報センター

別紙

基発0328第7号
平成26年3月28日

別記の団体の長 あて

厚生労働省労働基準局長

労働災害を防止するための安全の担当者の配置等について(要請)

1年間に発生する休業4日以上死傷労働災害は、全業種合計で約12万件となっていますが、そのうち約5万件は第三次産業において発生しており、これは製造業や建設業といった危険又は有害な業務が多い業種の約4.5万件を上回っている状況にあります。

その一方で、第三次産業の事業場については、一部を除き労働災害防止活動を担当する安全管理者等の選任や安全委員会の設置が義務付けられていないことから、事業場として安全管理体制の構築が十分なされていない場合が認められるところです。

こうした状況を踏まえ、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間として策定された「第12次労働災害防止計画」においては、第三次産業、とりわけ小売業、社会福祉施設及び飲食店が労働災害削減の数値目標を掲げた重点業種として設定され、更に、平成25年12月24日付けの労働政策審議会の建議「今後の労働安全衛生対策について」においても、「現在の労働安全衛生法において安全管理者又は安全衛生推進者の選任が義務づけられていない業種(その他の小売業、社会福祉施設など)において、安全管理体制の整備が徐々に進められていることから、まずはこうした取組を促進させることとし、事業者に対して国が安全の担当者の配置等を内容とするガイドラインを示し指導を行うことが適当である。」とされたところです。

以上を踏まえ、今般、「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」を別添のとおり策定し、常時使用する労働者が10人以上の事業場について、安全の担当者の配置等をお願いすることとしましたので、貴団体におかれましてはご理解、ご協力をお願いしますとともに、会員事業場に対する同ガイドラインの周知についてご配慮をお願いします。

別記

別紙の要請先一覧

1 小売業関係

- ・ 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
- ・ 公益社団法人 日本新聞販売協会
- ・ 一般社団法人 新日本スーパーマーケット協会
- ・ 日本スーパーマーケット協会
- ・ オール日本スーパーマーケット協会
- ・ 日本チェーンストア協会
- ・ 日本百貨店協会
- ・ 一般社団法人 日本ドウ・イット・ユアセルフ協会

2 社会福祉施設

- ・ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
- ・ 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・ 公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

- ・一般社団法人 全国特定施設事業者協議会
- ・公益社団法人 日本認知症グループホーム協会
- ・一般社団法人 日本在宅介護協会
- ・一般社団法人
「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
- ・公益社団法人 全国老人保健施設協会
- ・全国福祉医療施設協議会
- ・特定非営利活動法人 全国社会就労センター協議会
- ・全国身体障害者施設協議会
- ・社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

3 飲食店

- ・一般社団法人 日本フードサービス協会
- ・一般社団法人 大阪外食産業協会
- ・公益社団法人 日本給食サービス協会
- ・一般社団法人 日本弁当サービス協会
- ・全国飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・一般社団法人 日本総菜協会
- ・公益社団法人 日本べんとう振興協会

4 その他

- ・中央労働災害防止協会

安全衛生情報センター

別添

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第2条第3号に掲げる業種に属する事業場において、安全の担当者(以下「安全推進者」という。)を配置することにより、当該事業場の安全管理体制を充実し、これらの事業場における労働災害防止活動の実効を高め、労働災害の減少に資することを目的とする。

2 対象事業場

令第2条第3号に掲げる業種の事業場であって、常時10人以上の労働者を使用するものを対象とする。
なお、第12次労働災害防止計画において労働災害削減の数値目標を掲げた重点業種である以下に掲げる業種の事業場については、特に重点的に本ガイドラインに基づく安全推進者の配置に取り組むものとする。

- ・小売業(令第2条第2号に含まれる各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く。)
- ・社会福祉施設
- ・飲食店

3 安全推進者の配置等

(1) 安全推進者の要件

安全推進者は、職場内の整理整頓(4S活動)、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組みられている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置するものとする。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。

ア 安全衛生推進者の資格を有する者(安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等)

イ アと同等以上の能力を有すると認められる者(労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者)

(2) 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置するものとする。ただし、安全推進者の職務を遂行しうる範囲内において、一定区域内の複数の事業場で1名の安全推進者を配置することとしても差し支えないものとする。

(3) 安全推進者の氏名の周知

事業者は、安全推進者を配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知するものとする。

4 安全推進者の職務

本ガイドラインの対象業種で見られる災害の多くは、転倒災害、荷物の運搬等による腰痛、階段等からの墜落・転落や交通労働災害など日常生活でも起こりうる性質のものであり、その防止のためには、職場環境や作業方法の改善、安全衛生教育の実施といった安全活動の必要性についての認識を事業者、労働者ともども高める必要がある。

こうした現状を踏まえ、安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、以下の職務を行うものとする。

なお、事業者は、こうした安全推進者の活動を実効あるものとするために、安全推進者に対して必要な権限を与えるとともに、知識の付与や能力の向上にも配慮するものとする。

(1) 職場環境及び作業方法の改善に関すること

(例:職場内の整理整頓(4S活動)の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等)

(2) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

(例: 朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等)

(3) 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

(例: 労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出 等)

安全管理体制

安全推進者

| | (法10条) 総括安全衛生管理者 | (法11条) 安全管理者 | (法12条) 衛生管理者 | (法12条の2) 安全衛生推進者 衛生推進者 | (法13条) 産業医 |
|-------------|---|---|--|---|--|
| 規模・専属 | ①常時 100人以上 ②常時 300人以上 ③常時 1,000人以上 | ①②常時50人以上 原則：専属 例外：2人以上選任する場合、その中に労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントがいるときは、そのうちの1人については専属不要 | 企業種常時50人以上 | ①の業種 左記以外の業種 常時10人以上50人未満 原則：専属 例外：以下の者から選任するときは専属不要 1.労働安全コンサルタント 2.労働衛生コンサルタント 3.その他厚生労働大臣が定める者 ②安全管理者、衛生管理者の資格を有する者 で、当該資格を取得した後、5年以上安全衛生(衛生)の実務に従事した経験を有する者 ③厚生労働省労働基準局長が①と同等以上の能力を有すると認める者 | 企業種常時50人以上で選任 常時3,000人超⇒2人以上 イ.常時1,000人以上 ロ.有害業務に常時 専属 50人以上 |
| 事業場ごとに1人を選任 | | 事業場ごとに1人以上を選任 | (使用労働者数による選任数) 50人以上 200人以下⇒1人以上 200人超 500人以下⇒2人以上 500人超 1,000人以下⇒3人以上 1,000人超 2,000人以下⇒4人以上 2,000人超 3,000人以下⇒5人以上 3,000人超の場合 ⇒6人以上 | | |
| 専任最低1人を専任 | イ.建設業・有機化学工業製品製造業・石油製品製造業⇒常時300人以上 ロ.無機化学工業製品製造業・化学肥料製造業・道路貨物運送業・港湾運送業⇒常時500人以上 ハ.紙・パルプ製造業・鉄鋼業・造船業⇒常時1,000人以上 ニ.①②の業種(上記イ〜ハを除く)で過去3年間の労働災害による休業1日以上の死傷者数合計100人超の事業場⇒常時2,000人以上 | | | | |
| 選任時期 | 選任すべき事由が発生した日から14日以内 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
| 報告 | 選任したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告書提出 | 同左 | 同左 | 報告不要。作業場の見やすい箇所に掲示する等の方法により関係労働者に氏名等を周知 *学校医は提出不要 | 選任したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告書提出 *学校医は提出不要 |
| 職務内容 | 安全管理者・衛生管理者等の指揮及び法10条1項各号の統括管理 | 法10条1項各号の安全に係る技術的事項を管理 | 法10条1項各号の衛生に係る技術的事項を管理 | 法10条1項各号の業務(法25条の2)に関する管理を兼任した場合、同条に該当するものを除く | 健康診断の実施、労働者の健康管理等 *事業者、総括安全衛生管理者に対する報告、衛生管理者に対する指導、助言をすることができる |
| 巡回 | | 義務あり | 少なくとも毎週1回 | 義務なし | 少なくとも毎月1回 作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、必要な措置を講じなければならない |
| 行政 | 都道府県労働局長は、労働災害防止上必要であると認めるときは、事業者に、安全管理者・衛生管理者の増員又は所任を命ずることができる | 労働基準監督署長は、労働災害防止上必要であると認めるときは、安全管理者・衛生管理者の増員又は所任を命ずることができる | | | |
| 資格・経験 | イ.大学・高等専門学校 一 理系系統の正規の課程を修めて卒業後3年以上 ロ.高等学校・中等教育学校 一 理系系統の正規の課程を修めて卒業後5年以上 産業安全の実務経験を有する者 ハ.労働安全コンサルタント ニ.その他、厚生労働大臣が定める者 | イ.都道府県労働局長の免許を受けた者 ・第1種衛生管理者免許 ・第2種衛生管理者免許 ・衛生工学衛生管理者免許 ロ.医師、歯科医師の資格を有する者 ハ.労働衛生コンサルタント ニ.その他、厚生労働大臣が定める者 | 当該業務を担当するために必要な能力を有する者の中から選任 イ.大学・高等専門学校卒業後1年以上 ロ.高等学校・中等教育学校卒業後3年以上 ハ.5年以上 安全衛生(衛生推進者は衛生)の実務に従事した経験を有する者 ニ.厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者 ホ.厚生労働省労働基準局長がイ〜ニと同等以上の能力を有すると認める者 ・安全管理者・衛生管理者 ・労働安全コンサルタント ・労働衛生コンサルタント | 医師⇒労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について一定の要件を備えた者 イ.厚生労働大臣の定める研修(日本医師会、産業医長大学等で行う研修)を修了した者 ロ.労働衛生コンサルタント(保健衛生専攻) ハ.大学の労働衛生担当教授、助教、専任講師である者、又はあった者 ニ.その他、厚生労働大臣が定める者 | イ.大学・高等専門学校 一 理系系統の正規の課程を修めて卒業後3年以上 ロ.高等学校・中等教育学校卒業後5年以上 ハ.8年以上 建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有する者 ニ.その他、厚生労働大臣が定める者 ハ.その他、厚生労働大臣が定める者 |

- ① 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業
- ② 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、燃料小売業、各種商品卸売業、各種商品小売業(百貨店等)、家具・道具・じゅうぎょう等卸売業、家具・道具・じゅうぎょう等小売業、通信業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
- ③ その他の業種(国内的産業で非工業的業種)

| | (法14条) 作業主任者 | (法15条) 総括安全衛生責任者 | (法15条の2) 元方安全衛生管理者 | (法16条) 安全衛生責任者 | (法15条の3) 店長安全衛生管理者 | (法17条) 安全委員会 | (法18条) 衛生委員会 |
|-----------|--|---|--|--|---|--|---|
| 規模・専属 | 高圧室内作業等令6条に掲げる危険、有害な作業において選任 *規模は問わない 作業を同一の場所で行う場合、2人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の分担を定めなければならない | 建設業 常時50人以上 ただし、 イ.すい道等の建設、圧入工法による作業、特定の場所における構築物の建設 ⇒常時50人以上 | 建設業で総括安全衛生責任者を兼任した事業者が選任 | 建設業安全衛生責任者を兼任する事業者以外の請負人が選任 | 建設業に属する元方事業者⇒以下の場合選任 イ.すい道等の建設、圧入工法による作業、特定の場所における構築物の建設 ⇒常時20人以上50人未満 ⇒常時20人以上50人未満 | 設置規模 ①-a 常時 50人以上 ②-b 常時100人以上 安全衛生委員会(法19条) 安全委員会、衛生委員会ともに設置しなければならない場合 → それぞれの委員会に代表設置できる | 設置規模 企業種常時50人以上 |
| 専任最低1人を専任 | | | | | | | |
| 選任時期 | | 選任しなければならないときは、作業開始後遅滞なく、その旨及びその氏名を当該場所を管轄する労働基準監督署長に報告 *届出不要 | | 選任した請負人は、総括安全衛生責任者を兼任した事業者に対し、遅滞なく、その旨を通報 *届出不要 | 選任しなければならないときは、作業開始後遅滞なく、その旨及びその氏名を当該場所を管轄する労働基準監督署長に報告 | 委員会を月1回以上開催するようにしなければならない。 議事等重要なものに係る記録⇒3年間保存 | |
| 報告 | 報告不要。氏名及びその行方等必要とする等により関係労働者に周知 | | | | | | |
| 職務内容 | 労働災害を防止するための管理を必要とする作業に従事する労働者の指揮等 | イ.元方安全衛生管理者の指揮 ロ.協議組織の設置、選定 ハ.作業開始前の点検等 ニ.作業場所の選定等 | 左記のローのうちの技術的事項を管理 *事業者は、労働災害防止のための必要な措置を講じ得る権限を有する | 総括安全衛生責任者、関係者との連絡等 当該請負人に係るもの実施についての管理 作業計画書の調整 選任作業による危険の有無の確認 ・依体の請負人に附け負わせる場合⇒その安全衛生責任者との連絡調整 | 法30条1項各号の特定元方事業者の講ずべき措置を担当する者に対し、労働作業の進展、突進状況等を把握 協議組織の会議に随時参加 ・仕事の工程に関する計画及び機械、設備等の配置に関する計画についての確認 少なくとも毎月1回建設現場を巡回 | 調査審議事項 イ.労働者の健康障害を防止するための基本となる対策に関すること ロ.労働災害の原因、再発防止対策で安全に関すること ハ.労働者の健康障害防止、健康の保持増進に関する重要事項 | 調査審議事項 イ.労働者の健康障害を防止するための基本となる対策に関すること ロ.労働者の健康の保持増進をはかるための基本となるべき対策に関すること ハ.労働者の健康障害防止、健康の保持増進に関する重要事項 |
| 巡回 | | | | | | | |
| 行政 | | 総括安全衛生管理者と同じ | 安全管理者、衛生管理者と同じ | | | | |
| 資格・経験 | イ.都道府県労働局長の免許を受けた者 ロ.労働基準監督署長の業務を受けた者 ハ.技能講習を修了した者 | イ.大学・高等専門学校 一 理系系統の正規の課程を修めて卒業後3年以上 ロ.高等学校・中等教育学校卒業後5年以上 ハ.8年以上 建設工事の施工における安全衛生の実務に従事した経験を有する者 ニ.その他、厚生労働大臣が定める者 | イ.大学・高等専門学校 一 理系系統の正規の課程を修めて卒業後3年以上 ロ.高等学校・中等教育学校卒業後5年以上 ハ.8年以上 建設工事の施工における安全衛生の実務経験を有する者 ハ.その他、厚生労働大臣が定める者 | イ.大学・高等専門学校 一 理系系統の正規の課程を修めて卒業後3年以上 ロ.高等学校・中等教育学校卒業後5年以上 ハ.8年以上 建設工事の施工における安全衛生の実務経験を有する者 ニ.その他、厚生労働大臣が定める者 | イ.大学・高等専門学校 一 理系系統の正規の課程を修めて卒業後3年以上 ロ.高等学校・中等教育学校卒業後5年以上 ハ.8年以上 建設工事の施工における安全衛生の実務経験を有する者 ニ.その他、厚生労働大臣が定める者 | 委員構成 イ.総括安全衛生管理者又はその事業の実施を統括管理する者 ロ.安全管理者 ハ.事故現場の労働者で、安全に関して経験を有する者 イ〜ハのうちから事業者が指名した者(議長はイ.の者) | 委員構成 イ.総括安全衛生管理者又はその事業の実施を統括管理する者 ロ.衛生管理者 ハ.産業医(必要の場合、見当無き者なし) ニ.当該事業場の労働者で、衛生に関して経験を有する者 イ〜ニのうちから事業者が指名した者 *作業現場選定士⇒委員として指名できる |

- ①-a 林業、鉱業、建設業、運送業(木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業に限る)、自動車整備業、機械修理業、運送業(道路貨物運送業、港湾運送業に限る)
- ②-b 製造業(物の加工業を含む)、①-aを除く)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、燃料小売業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具・道具・じゅうぎょう等卸売業、家具・道具・じゅうぎょう等小売業、通信業、旅館業、ゴルフ場業、運送業(①-aを除く)